

令和5年度 埼玉県小慢児童等相互交流支援事業業務委託 募集要項

1 事業目的

この事業は、児童福祉法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等※(以下「小慢児童等」という。)が相互に又はボランティア等と交流することで、情報の共有を図るとともにコミュニケーション能力の向上や社会性を育み、もって小慢児童等の自立促進を図ることを目的とする。

※ 小児慢性特定疾病医療費助成の対象になっている満20歳未満の児童等、又は、小児慢性特定疾病に罹患している満18歳未満の児童(今後、小児慢性特定疾病医療費助成の新規申請を行う可能性がある者)をいう。

2 委託業務名

埼玉県小慢児童等相互交流支援事業

3 委託期間

委託契約締結日から令和6年3月8日まで

4 委託業務の内容 ※詳細は仕様書を参照。

選定した事業のうち、次の①から③に該当する相互交流の支援(児童福祉法第19条の22第2項第2号及び同法施行規則第7条の41に定めるもの)に関する業務を予算1,224,000円の範囲内で委託する。

なお、いずれの相互交流においても世帯を別にする複数の小慢児童等が参加するものであること。

- ① 小慢児童等同士の交流並びに小慢児童等と小児慢性特定疾病に罹患していた者及び他の小慢児童等の家族との交流
- ② 小慢児童等とボランティア等との交流
- ③ 小慢児童等が参加するワークショップなどの開催

5 応募資格

応募資格を有する者は、次の①から⑥の要件を全て満たす団体(法人格の有無は問わない。)とする。

- ① 「小慢児童等(又は難病患者)に対する相談・支援等を目的に掲げ、営利を目的としない埼玉県内の団体」又は埼玉県内の医療機関であること。
- ② 小慢児童等の自立支援に係る取組の実績、小慢児童等及びその家族に対する相談支援の実績を有する団体又は医療機関であること。
- ③ 特定の政治又は宗教活動を目的とする団体又は医療機関ではないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及びその利益となる活動を行う団体又は医療機関ではないこと。
- ⑤ 代表者及び団体を構成する役員等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」ではないこと。
- ⑥ 代表者及び団体を構成する役員等が暴力団及び暴力団員に資金等の供給や便宜を供与するなどのほか、社会的に非難される関係を有していないこと。

6 応募者が提案する事業

- ・ 提案する事業は「4 委託業務の内容」に記載する相互交流の支援を含む事業であること。
- ・ 「宿泊を伴う相互交流の支援」と「宿泊を伴わない相互交流の支援」の区分により、「10 契約条件」のとおりに執行予定額の上限が異なっているので注意すること。
- ・ 応募者は上記の区分を問わず、複数の事業を提案することができる。
- ・ 応募者は事業に参加する者(小慢児童等及びその家族など)に対して利用者負担を求めて差し支えない。ただし、利用者負担を求めるに当たっては利用者の家計の状況等に十分配慮すること。
- ・ 応募者は事業の実施に当たって、埼玉県以外の県内自治体から同一の業務委託を受託してはならない。ただし、応募の段階において契約その他の行為を妨げるものではない。
- ・ 提案する事業の実施に当たっては、旅行業法及び道路運送法ほか、他の法令に抵触しないこと。
- ・ 提案する事業の実施は県との委託契約締結後とすること。(契約締結予定日;令和5年7月7日)

7 応募書類の提出

(1) 提出する応募書類及び部数

次の①から④の応募書類を1部提出すること。なお、県から令和2年度から令和4年度までに埼玉県小慢児童等相互交流支援事業の業務委託を受けた者は④の書類の提出を省略することができる。

- ① 令和5年度埼玉県小慢児童等相互交流支援事業業務委託応募書(別紙様式1)
- ② 提案する事業ごとのスケジュールや予算等の実施計画がわかる書面
- ③ 提案する各々の事業のうち、相互交流の支援に係る概算見積書
- ④ 団体案内・活動状況報告等(作成している場合に限り)及び「5 応募資格②の実績」がわかる書面

(2) 提出方法

- ・ 提出方法; 持参又は郵送により、「11 問い合わせ先」に記載する担当宛てに提出する。ただし、持参する場合は平日の午前9時から午後4時30分までとする。
- ・ 提出期間; 令和5年5月26日(金)～令和5年6月16日(金)(必着)

(3) その他

- ・ 提出された応募書類については返却しない。
- ・ 応募書類の作成その他応募に係る費用については、応募者の負担とする。
- ・ 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

8 委託先の選定

(1) 審査の実施

県が設置する「埼玉県小慢児童等相互交流支援事業業務委託審査委員会(以下「委員会」という。)」において、提案者から提出された書類を基に審査を行う。「委員会」では各提案事業ごとに審査を行い、評価合計点が高いものから順に、予算の範囲内において当該事業として選定する。

なお、前項の規定に関わらず、次の場合は選定外とする。

- ① 提出書類の補正を求めたが県が示す期限までに補正が行われなかった場合
- ② 委託料の使途が、事業目的に鑑み適切でないとして委員会において判断された場合

(2) 審査結果通知

審査結果は、文書で全ての応募団体に通知する。

審査結果通知後、選定事業の応募団体は、選定事業の見積書を提出すること。

9 委託先候補選定後の手続

選定された団体と県との間で委託契約を締結する。その際、協議の上、応募があった内容の一部を変更する場合がある。

10 契約条件

(1) 執行予定額等

次のア、イにより定めた選定した全ての事業に係る委託料の合計をもって委託先との契約金額とする。

ア 一事業にあたりの執行予定額の上限

県は次の区分に応じた執行予定額の上限までの範囲で、「イ 相互交流の支援に係る見積書」をもとに一事業ごとの委託料を定める。執行予定額の上限は消費税率10%の額となっている。事業完了時に税率が異なる場合はその税率での契約又は変更契約を行う。

区分		執行予定額の上限
宿泊を伴う相互交流の支援		305, 555円(税込)
宿泊を伴わない	小慢児童等の参加数 11人以上(注)	203, 703円(税込)
相互交流の支援	小慢児童等の参加数 10人以下(注)	101, 851円(税込)

(注) 応募にあたっては参加見込数で可とするが、(3)に記載する事項に注意すること。

イ 相互交流の支援に係る見積書

- ・見積額が執行予定額の上限を超えている事業は、選定対象とならないので注意すること。
- ・提案する事業全体の経費のうち、事業ごとに相互交流の支援に係る経費(税込)のみを計上すること。
- ・経費にかかる消費税率は10%として計上すること。
- ・見積書には当該事業の実施に係る経費の内訳がわかるように記載すること。

(想定している見積書内訳の例)

- ・同行する医師・看護師等や会議等における外部専門家等への謝金
- ・旅行会社等に外注する経費(バスなどの交通費及び宿泊に係る費用)
- ・会場借料、機材借料など会議・ワークショップ等の開催に要する経費
- ・事業の広報や成果報告書等の作成などに要する経費 など

(2) 業務完了報告書の提出 ※詳細は仕様書を参照。

実施した事業について、事業実施後30日以内又は令和6年3月8日(金)のいずれか早い日までに業務完了報告書を作成のうえ、所定の様式による「小慢児童等の参加者名簿(事業ごと)」や事業ごとに相互交流の支援の実施に要した経費に係る領収書・銀行振込書等の帳票類のコピーなどの必要書類を添えて「11問い合わせ先」に記載する担当宛てに提出すること。なお、帳票類のコピーは事業ごとの委託料に相当する額までの提出で可とする。

(3) 委託料の支払い

- ・委託料の支払いは全ての委託事業が終了し、完了報告書を提出した後における精算払いを基本とす

るが、事業実施に当たって必要と認められる場合は、概算払い(宿泊を伴わない相互交流の支援においては101,851円を上限とする。)を行うこととする。

- ・ 実際に実施した事業が応募書類の記載内容と著しく異なる場合は、変更契約(委託金額の変更)を求める。特に、宿泊を伴わない相互交流の支援において小慢児童等の参加数が11人以上として受託し、実際の小慢児童等の参加数が10人以下であった場合は、「10 契約条件」(1)アの執行予定額の上限にあわせた委託金額(101,851円)への減額変更を求めるので注意すること。
- ・ 宿泊を伴わない相互交流の支援において小慢児童等の参加数が10人以下として受託し、実際の小慢児童等の参加数が11人以上であっても委託金額の増額は行わない。

11 問い合わせ先

埼玉県保健医療部健康長寿課母子保健担当

所在地: 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(本庁舎4階)

電話: 048-830-3561(ダイヤルイン)

電子メールアドレス: a3570-09@pref.saitama.lg.jp